

新津基署発 1121 第 1 号
令和 6 年 11 月 21 日

各労働災害防止団体長 殿

新津労働基準監督署長

建設業における今冬での労働災害防止の徹底について（お願い）

日頃より、労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内における休業 4 日以上の労働災害発生件数は、本年 10 月末現在、全産業で合計 140 件発生していますが、そのうち**建設業は 27 件（前年同期+4 件、+17.4%）**であり、**過去 14 年間で最悪の件数**となっています。

今年の災害の発生傾向としては、最も多く発生しているのが**墜落災害（6 件）**、続いて**切れ・こすれ災害（5 件）**と、依然として建設業における従来型の労働災害が多発している傾向にあります。

また、墜落災害のうち 3 件は、**貨物自動車の荷台からの墜落**でした。改正労働安全衛生規則により、令和 5 年 10 月から、最大積載量 2 トン以上の貨物自動車（一部除く）には昇降設備を設置し、保護帽を着用させる義務が生じているところですが、当該規則を守らずに労働者を昇降させた結果、労働災害に至っている事案も発生しております。

また、年末年始から年度末を迎えるにあたり、冬季の雪に関連した災害の増加が予想されます。

以上のことから、労働災害防止対策に係る各種資料をお送りいたしますので、貴会会員に対し、労働災害の発生状況及び貨物自動車の昇降設備の設置について今一度御周知していただくとともに、冬季における労働災害防止について注意喚起を実施していただきますようお願い申し上げます。

【担当】新津労働基準監督署

監督・安全衛生課 安全衛生係 西

〒956-0864

新潟市秋葉区新津本町 4-18-8 新津労働総合庁舎 3 階

☎ 0250-22-4161